

令和 8 年 6 月
国 税 庁

「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」等の一部改正について（事務運営指針）

改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）により改正された、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和 5 年法律第 69 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の整備を行ったものです。

以上